

平成 29 年度 戦略的国際共同研究プログラム (SICORP)  
日本－中国 国際共同研究イノベーション拠点  
募集概要 (プレアナウンス)

## I. 概要

### I-1. 本プログラムの趣旨

本プログラムは、従来の国際研究協力により得られた成果やネットワークの実績を活かして、持続的な共同研究・協力を推進し、地球規模課題・地域共通課題の解決やイノベーションの創出、我が国の科学技術力の向上、及び相手国との研究協力基盤の強化に資することを目的とする。これに向け、科学技術外交上の観点から重要な国において、共同研究や社会実装のための国際共同研究イノベーション拠点（以下、拠点）を設置し、相手国・周辺地域への成果の社会実装を意識した共同研究を持続的に推進する。また設置した拠点を日本と当該国との科学技術協力の象徴的存在として位置付け、研究活動の推進だけでなく、同拠点を中核とした研究成果の展開活動などを精力的に行うことにより、日本と当該国との連携強化を総合的に促進する。連携の相乗効果により、我が国の競争力の源泉となる科学技術を持続的かつ相互に発展させるとともに、拠点を通じた課題解決、研究・イノベーション人材の育成・交流、研究協力基盤の強化などのキャパシティ・ビルディングを目指す。

### I-2. 対象国、対象分野について

(対象国) 「中国」

(対象分野) 「環境/エネルギー」

社会や都市の抱える環境/エネルギー問題の解決への貢献

世界の共通目標である持続可能な開発目標 (SDGs) の達成を目指し、天然資源やエネルギーの不足、地球温暖化などの世界共通の環境問題を解決するためには、アジア地域のみならず、グローバルなレベルでも重要なパートナーである日本と中国との連携は、双方にとって重要性が高い。また、従来型の国際共同研究の推進に加えて、国際協力により得られた成果やネットワークの実績を活用する観点から、強固な研究協力基盤の形成が不可欠である。特に、両国の重要な課題である環境/エネルギー関連技術においては、実際の社会や都市の抱える課題の解決に資する、研究成果の社会実装を意識した研究が望まれている。

このため、本事業においては、JST は中国科学技術部 (MOST) と協力し、後述する「国際共同研究イノベーション拠点」、及び「連携プロジェクト」を総合的に展開することを目指した、国際共同研究に対する支援を実施する。拠点と連携プロジェクトの実施による相乗効果により、その優れた技術が効果的に実用化され、両国における社会や都市の抱える環境/エネルギー問題の解決に貢献することが期待される。また、将来的な成果の展開により、世界のエネルギー消費の低減、CO<sub>2</sub> 排出の削減へも貢献しうると期待される。

\* 注意事項 医療、創薬、疾患分野などへの応用を目的とする基礎研究、及び医学研究を中心に据えた研究提案は、本公募の対象とならない。

## II. 本公募の仕組み

本公募では、「国際共同研究イノベーション拠点」（1 課題）と「連携プロジェクト」（最大 10 課題）の 2 種類の提案を募集する。

### II-1. 「国際共同研究イノベーション拠点」

日本と中国の研究機関が共同で中国の機関内に拠点となる施設を設置し、対象分野における重要な課題の解決と研究成果の社会実装を目指す国際共同研究を実施する。また当該拠点は、この分野における日本-中国の国際共同研究の中心及び研究成果の社会実装の中心として機能することが期待される。

具体的には、中核となる日本人研究者を常駐または長期滞在させて実質的な研究を行い、この分野の研究活動および研究交流の中心となるとともに、社会実装活動を担うコーディネーター\*1を任命し、体制を定めて拠点内での研究や連携プロジェクトおよび当該分野の研究\*2などに対して、それらの研究成果を産業界や公共機関などへの導入につなぐための支援、指導、情報提供などの積極的な普及・展開活動を実施することが必要条件として求められる。

\*1 産学連携実務経験者や MOT 精通者などで中国での当該業務の適任者。

必ずしも常駐である必要は無い。(MOT :Management of Technology)

\*2 当該分野研究例 <http://www.jst.go.jp/inter/sicorp/country/china.html>

### II-2. 「連携プロジェクト」

日本と中国の共同研究チームが、対象分野における課題解決と研究成果の社会実装を目指す国際共同研究を実施する。また、選定された国際共同研究イノベーション拠点のコーディネーターとの研究展開/社会実装活動や研究交流などに積極的に参画することが求められる。

### II-3. 応募の形態

#### (1) コンソーシアム型での応募

国際共同研究イノベーション拠点と連携プロジェクト（1～10 課題）によるコンソーシアムとしての応募を推奨する。尚、国際共同研究イノベーション拠点と連携プロジェクトはその親和性を考慮するが、独立で選考される。そのため選考の結果、必ずしもコンソーシアム型提案された拠点と連携プロジェクトがそのまま選定されるとは限らず、他に提案された連携プロジェクトとの入替えが生じる場合がある。

(申請書類)

拠点 : 拠点提案申請様式<sup>#1</sup>で申請

連携プロジェクト:課題ごとにそれぞれ連携プロジェクト提案申請様式<sup>#2</sup>で申請

#### (2) 拠点単独での応募

拠点単独の提案をも受け付ける。この場合、選定された連携プロジェクトとの連携を前提とする。

(申請書類) 拠点提案申請様式<sup>#1</sup>

### (3) 連携プロジェクトの応募

コンソーシアム型での応募、単独での応募の両方を受け付ける。

連携プロジェクトは拠点との親和性を考慮するが、独立の研究として選考される。そのためコンソーシアム型での応募の場合、必ずしも拠点と共に選定されるとは限らず、また他の拠点が選定された場合、その連携プロジェクトとして選定される場合がある。

連携プロジェクト単独の応募の場合も選定された拠点との連携を前提とする。

(申請書類) 連携プロジェクト提案申請様式<sup>#2</sup>

#### \*注意事項

イノベーション拠点提案の代表者と連携プロジェクト提案の代表者が同一人物であってはならない。また、同じ提案者が複数の連携プロジェクトに提案することはできない。

拠点提案申請様式<sup>#1</sup> 連携プロジェクト提案申請様式<sup>#2</sup> とも後日公開予定

## II-4. 応募資格、応募要件

(1) 日本側研究代表者は、日本国内の大学、独立行政法人、企業などの研究機関において研究を実施する研究者であること。また、中国側研究代表者は中国国内の大学、研究機関、企業に所属する研究者であること。

(2) 日本側研究代表者は JST に応募し、中国側研究代表者は MOST にそれぞれ応募すること。双方での同一内容の研究提案による応募が確認されない場合、審査の対象とはならない。また拠点への応募と連携プロジェクトへの応募が日本側と中国側で異なった場合も審査されない。

(3) 日本側及び／あるいは中国側に企業の研究機関が含まれる提案を歓迎する。

(4) 「国際共同研究イノベーション拠点」は、研究機関間の合意もとの推進が前提となることから、本提案の推進にかかる所属機関を代表する者（学長、理事長など）の同意を必要とする。

(5) 「国際共同研究イノベーション拠点」を提案する場合、中国側研究機関などに拠点が設置可能であり\*、その準備状況を示す資料<sup>#1</sup>の提示を応募時に必要とする。また採択後、速やかに、拠点設置・研究実施に関する正式な機関間協定 (Memorandum of Cooperation など) を締結できることも要件となる。

\* 拠点設置場所は研究、社会実装の中心としてふさわしく利便性が良い場所が望ましい

※1：拠点を設置する機関との間での合意に基づく推進が前提となることから、本提案の推進にかかる所属機関を代表する者（学長、理事長など）の同意を必要とする。難しい場合、提案時点においては、少なくとも拠点設置に関してなんらかの合意方針が確認できる Letter などを提出すること。その場合においても、面接審査時 (IV-3 参照) までには、機関側責任者間の合意を示す資料など、より明確な根拠を提示すること。

### III. 応募

#### III-1. 申請書類 (後日公開予定)

応募は、日本-中国双方の研究者が協議の上、日本側研究代表者は JST に、中国側研究代表者は MOST に申請を行う。申請に当り、JST と MOST が個別に要求する申請書類を別途作成する必要がある。

##### \*注意事項

応募時に拠点、連携プロジェクトの申請を日本側と中国側で合わせること。  
異なったものに応募した場合、審査されない。

日本側 拠点 ⇔ 中国側「产业联合研究平台项目」(産業連合研究平台項目)

日本側 連携プロジェクト ⇔ 中国側「联合研究项目」(連合研究項目)

#### III-2. 申請書類の提出について

日本側の代表研究者は、日本側研究代表者は府省共通研究開発管理システム e-Rad (<http://www.e-rad.go.jp/index.html>) を通じて応募し、中国側研究代表者は、MOST 国際合作司が求める申請に従うものとする。

### IV. 選定の基準

#### IV-1. 国際共同研究イノベーション拠点

国際共同研究イノベーション拠点においては、以下の選定の基準を適用する。

##### a) 事業趣旨、及び目標と対象分野

提案内容は事業の趣旨、及び対象分野に合致していること。

対象分野における日本-中国の国際共同研究の中心及び研究成果の社会実装の中心としてふさわしい事業であること。

研究期間における目標が適切であり、またその根拠が妥当であること。

##### b) 研究意義 (課題の重要性、目標達成によるインパクト、波及効果など)

研究終了後の具体的な研究成果が期待でき、当該拠点における研究への取り組みが両国にとって重要かつ妥当であること。目標達成により、相手国に対して、十分なインパクト、波及効果を有すること。

##### c) 研究代表者

研究代表者が、提案された拠点運営、社会実装を意識した研究を推進する上で十分な洞察力、及び経験、リーダーシップを有していること。当該事業での支援期間中の共同研究を円滑に推進できる協力基盤 (拠点設置先機関との協力実績を含む) を有すること。

##### d) 実施組織・体制

当該拠点による研究・協力を推進する上で、日本側、相手国側機関による協力・支援が得られる見込みがあること。また、各組織間の協力実績、連携上の必要性などを踏まえ、本研究を推進する体制が適切であること。常駐または長期滞在できる日本人研究者を当該拠点に置き、研究を行うとともに、産学連携をコーディネートする人材と体制を有して連携プロジェクトなどの連携活動、社会実装活動などの運営が活発に行われること。

e) 研究計画

提案された研究構想を実現する上で適切な研究計画であり、また予算計画であること（相手国研究機関との研究分担、拠点設置先機関のコミットメントを含む）。

f) 独創性、国際的優位性

先導的・独創的であり国際的に高く評価される研究であって、今後の科学技術に大きなインパクトを与え得ること、または国際的共通課題の解決に貢献すること。革新的技術シーズの創出に貢献し、新産業の創出への手掛かりが期待できること。

g) 研究・協力の有効性、及び相乗効果

相手国の研究者・研究機関の知見・技術・ノウハウの獲得や活用、相手国の特徴的な資源、及び地理的メリットを生かした研究など、相手国研究機関との研究・交流により相乗効果が期待されること。

h) 研究成果の普及・展開可能性、及び拠点研究の継続性

課題解決に向けた成果の社会実装が期待できること。以下に示す持続的な国際共同研究・ネットワークの強化、さらに普及・展開に向けた活動（事業モデル構築、社会実証・実装に向けた前試験など）を含めて、自立・持続的な拠点共有と協力関係が構築できること、またその期待が高いこと。

- ・人的交流を通じた若手研究者の育成
- ・当該拠点を基盤とした相手国との共同研究の持続的な発展
- ・研究代表者・主たる共同研究者以外の研究者も含む、相手国と日本のネットワークの拡大
- ・相手国における、科学技術協力の象徴的存在としての地位、日本の科学技術プレゼンスの向上

#### IV-2. 連携プロジェクト

連携プロジェクトにおいては、以下の選定の基準を適用する。

a) 制度の趣旨及び対象分野への適合性

提案内容は制度の趣旨及び対象分野に合致したものであり、かつ研究の基盤が整備されていること。

b) 研究代表者の適格性

研究代表者は提案課題を推進する上で十分な洞察力または経験を有しており、プログラムの支援期間中に継続して共同研究を円滑に推進できること。

c) 計画の妥当性

計画は適切な共同研究実施体制、実施規模であること。

d) 共同研究の有効性

国際共同研究イノベーション拠点との連携を踏まえ、相手国との活発な共同研究が行われ、さらに当該共同研究によって以下の何れもが期待できること。

- ・対象分野の新しい知の創造による画期的な科学技術の進展または新分野の開拓
- ・長期にわたる成長と持続性を実現するための科学技術に対する強いインパクトを有すること

- ・一方の国だけでは目的を達成できない共同研究成果
- ・相手国との研究において中心的役割を果たし得る研究者の育成
- ・プログラムを端緒とした相手国との研究の持続的な発展

e) 研究交流の有効性

提案される共同研究計画は、研究者の相互訪問や共同会議・ワークショップなどによって、研究交流の発展が期待できる計画であること。

f) 研究成果の社会への展開可能性、インパクト

共同研究成果の社会への展開により大きな効果が見込まれること。

#### IV－3．選定手順

JST と MOST で別々に選任された専門家で提案書を評価する。この評価結果をもとに、JST と MOST は共同して支援する課題を選定する。

尚、国際共同研究イノベーション拠点に関してのみ、書類審査を通過したものに対して、別途日程を定めて面接選考を行う。

面接選考は、研究代表者と中核機関全体の責任者（学長、理事長など）の同意を得た本事業推進の機関責任者に対して行う。

以上